

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成19年3月16日

京都市長 榎本頼兼

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名称及び履行場所（対象）

- ① 京都市道路区域明示測量等業務委託（左京区一円）
- ② 京都市道路区域明示測量等業務委託（北区及び上京区一円）
- ③ 京都市道路区域明示測量等業務委託（右京区一円）
- ④ 京都市道路区域明示測量等業務委託（中京区，東山区及び山科区一円）
- ⑤ 京都市道路区域明示測量等業務委託（西京区，下京区及び南区一円）
- ⑥ 京都市道路区域明示測量等業務委託（伏見区一円）

(2) 業務概要

本市の道路区域明示に伴う箇所測量，復元調査測量及び境界標埋設等の業務について，業務ごとに単価を定め，市内を6分割して区域ごとに委託するものである。

(3) 予定数量

業務種別	単位	予定数量					
		①	②	③	④	⑤	⑥
4級基準点測量	点	460	560	360	650	720	450
任意多角点測量	点	220	260	170	310	330	210
境界点測量	点	2,200	2,700	1,700	3,100	3,400	2,200
平面測量（平地）	m	9,500	11,500	7,400	13,500	14,800	9,300
平面測量（山地）	m	120	140	90	150	180	120
復元調査測量	点	110	130	90	160	170	110
既明示追加測量	式	10	10	10	10	20	10

業務種別	単位	予定数量					
		①	②	③	④	⑤	⑥
コンクリート境界標埋設	本	30	40	20	30	40	30
プレート境界標埋設	枚	490	590	380	700	760	480

(4) 履行期間

契約の日から平成20年3月31日まで

(5) 支払条件

出来高払

2 入札までの手続

- (1) 3の入札参加資格に関する事項について、4の入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認められた者を本件入札参加有資格者とする。
- (2) 上記(1)の確認結果は、4(4)に示すとおり通知する。
- (3) 当該有資格者に対して設計図書を貸与し、入札を行う。

3 入札参加資格に関する事項

一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日の前日において現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿（測量・設計等）若しくは規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿（測量・設計等）に登載されている者（以下「登録業者」という。）であって、一般競争入札参加資格申請書を提出した日（(4)にあつては、提出の日から競争入札参加資格の確認の日までの間）において次に掲げるすべての条件を満たす者

- (1) 測量法第55条に規定する測量業者としての登録を受けていること。
- (2) 次のア、イ又はウのいずれかに該当していること。

なお、ア、イ及びウに示す自社の測量士については、3(3)で配置を予定している測量士のいずれかであること。

ア 本市に本店、支店又は営業所（常時、測量の請負契約を締結する事務所及び

本業務のために自社の測量士が常駐する事務所を含む。以下同じ。)を有すること。

イ 本市に支店又は営業所を開設し得ること。

ウ 京都市建設局道路部道路明示課に、自社の測量士が3時間以内に来庁し得る所に本店、支店又は営業所を有すること。(来庁までの所要時間については公共交通機関を利用した場合で算定すること。)

- (3) 1(1)に示した本業務の履行に当たり、①、③及び⑥についてはそれぞれ6名の測量士を、②、④及び⑤についてはそれぞれ8名の測量士を配置し得ること。

なお、配置予定の測量士にあつては、常勤の自社工員であり、かつ入札参加申出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。また、落札後において、実際に配置する測量士の変更は認められない。

- (4) 本件入札に係る一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限から競争入札参加資格確認までの間において、京都市競争入札等取扱要綱(以下「要綱」という)第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

- (5) 関係会社の参加制限

当該入札に参加しようとする者で、次のア～ウのいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (7) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会

社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

(7) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生

法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）（用紙交付）

イ 添付書類

(7) 測量業者として登録している証明書（写し）

3(1)に示す条件を証明するもの

(イ) 営業所所在地等調書（用紙交付）

3(2)アに該当するとして申請を行う者は、3(2)アに示す本店、支店又は営

業所を有することについて、測量法の規定に基づく書類等の写しを添付すること。

3(2)イに該当するとして申請を行う者は、3(2)イに示す支店又は営業所を開設し得ることについて、開設を予定する支店等の所在地等を記入し、測量法の規定に基づく書類等の写しを添付すること。

3(2)ウに該当するとして申請を行う者は、測量法の規定に基づく書類等の写しと併せて、京都市建設局道路部道路明示課に、自社の測量士が3時間以内に来庁し得ることについて、それを証明し得る書類（所要時間を記載した経路図等）を添付すること。

(ウ) 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(3)に示す技術者であることを証明する書類の写しを添付すること。

また、常勤の自社社員（官公需適格組合においては、構成組合員の自社社員）であり、本件入札参加資格確認申請時において、引き続き3箇月以上の雇用関係があることについて、それを証明し得る書類を添付すること。

なお、複数の申請を行う場合において、配置する測量士の重複は認められない。

(2) 申請書等交付の場所及び期間

ア 書面による交付

(7) 場所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市理財局財務部調度課工事契約担当

（電話075-222-3313）

(イ) 期間

公告の日から平成19年3月30日（金）正午まで。ただし、京都市の休日
を定める条例に規定する本市の休日を除く。

なお、申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、
正午から午後1時までを除く。）とする。

イ インターネットからのダウンロード

調度課のホームページに、4(2)ア(イ)の期間終了まで、入札公告及び申請書等
を掲示するので、インターネットからダウンロードする者は、A4版の帳票と
して印刷し使用すること。

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>

(3) 申請書等の提出方法

端末機利用者は、4(2)アの場所及び期間内に、4(1)に掲げる書類を持参し提出
すること。

申請書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1
時を除く。）とする。

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨通知があった者は、設計図書を貸与
するので、資格確認通知後、4(2)ア(ア)の場所で速やかに交付を受けること。

ア 通知の方法

電話により通知する。

イ 通知予定期日

平成19年4月6日（金）

ウ 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

本件入札参加資格確認において入札参加資格を有しないと認めた旨通知を受

けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成19年4月11日（水）午後5時までに、その旨記載した書面を4(2)ア(7)の場所まで持参し提出すること。

5 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長は4(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までの間に、規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 落札決定の日時までの間に、3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- (3) 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止を受けたとき。
- (4) その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認められたとき。

6 入札方法等

- (1) 本件入札は、入札者が入札執行日時に入札執行場所に出席して行う。
- (2) 落札価格は、入札金額に100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札金額は、予定数量に対応した総価とすること。
ただし、入札書と併せて、個別業務ごとの単価と予定数量で構成された内訳書（様式は別途示す。）を提出すること。
- (4) 落札の決定は、総価の比較により行う。ただし、本市が積算する直接測量費を

下回る価格で入札を行ったときは、調査を実施し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者との契約を行わないことがある。

- (5) 契約の締結は、単価による単価契約とする。
- (6) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (8) 本件入札において、3の入札参加資格があると認められた者が二者以上であるときは、その者の商号（法人にあっては名称）及び予定価格を入札の前に公表する。
- (9) 本件入札において、3の入札参加資格があると認められた者が一者であるときは、規則第24条の2に基づき本件入札を取り消す。

7 入札執行の予定日及び場所等

(1) 入札予定日

平成19年4月16日（月）

(2) 場所

京都市理財局財務部調度課第一入札室

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

9 入札の無効

規則第6条の2各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札は無効とする。

10 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けないものではない。

- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本公告に関する問い合わせ先 4(2)ア(7)に同じ。
- (5) 設計図書の内容に関する質問は受け付けない。

(理財局財務部調度課)